

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市シルバー人材センター補助金
補助事業等の目標	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づき設立された社団法人諏訪市シルバー人材センターの円滑な運営を確保する。
補助事業等の対象者	社団法人諏訪市シルバー人材センター
補助対象経費	厚生労働省職業安定局長が定めるシルバー人材センター事業執行方針によるものとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	厚生労働省職業安定局長が定めるシルバー人材センター事業執行方針によるものとする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づく補助金のため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 16 年 6 月 7 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 センターの円滑な運営を確保するために、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 生活相談課 高齢者福祉係

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正 (令和 8 年 4 月 1 日 施行)